

## 平成24年度「病院薬剤部門の現状調査」(平成24年6月実施)記載要領

一般社団法人 日本病院薬剤師会 総務部

### ◎回答方法及び締切日について

- ・回答方法には、①インターネットによる方法と②郵送による方法の2つの方法があります。データの正確性・迅速性を確保するためにも、本会としてはできるだけ①でお願いできればと考えております。会員施設におかれましては、インターネットによるご回答にご協力ください。

### ①インターネットによる方法：

当会のWebサイト上の「平成24年度病院薬剤部門の現状調査(※現在準備中)」をクリックし、  
(※入力の準備ができましたら、当会Webサイトにご案内をさしあげます)  
お送りした調査票の宛名ラベルに記載したIDとPWを入力することでログインし、  
回答することができます。集計の都合上、平成24年7月31日(火)までにご入力ください。

### ②郵送による方法

調査票に記入し、同封の返信用封筒を用いて、「日本病院薬剤師会事務局総務課宛」に  
平成24年7月31日(火)までにご郵送をお願いいたします。

○この調査に関するお問い合わせ先：日本病院薬剤師会事務局 総務課

電話番号 (03)3406-0485 somu@jshp.or.jp

- ・ 今回の調査は「病棟薬剤業務実施加算」が新たに算定できることになったため、例年の調査に加え、「各施設の病棟」と「各々の病棟における薬剤師の関わり」について調査します。そのための調査項目として「病棟および病棟における薬剤師の活動(設問11)」と「病棟における薬剤師(設問41)」等があります。多くの病棟で薬剤師が活動している事実をさらに明確にし、より多くの薬剤師が病棟で活動できるようにするためにも、加算の有無にかかわらず、貴施設にあるすべての病棟を対象に設問11を必ずご記入ください。
- ・ 集計する際、設問15(A)薬剤部門に在籍している薬剤師数(常勤, 非常勤(在籍数), 非常勤(常勤換算))をもとに分類を行いますので、必ずご記入ください。
- ・ 調査項目によっては、6月1ヵ月間の件数等で、事前に集計が必要な項目もございます。事前に集計が必要だと考えられる調査項目につきましては「◎6月1ヵ月間に...」のように◎と下線をつけてあります。

(全体を通して)

- (1) 特に指定がない場合、平成24年6月1日現在の状況についてお答えください。
- (2) 「1ヵ月間」とある場合、平成24年6月1ヵ月間のデータに基づき、ご記入ください。
- (3) 「直近1年間」とある場合、平成23年7月から平成24年6月までを標準としますが、現時点で、貴施設において収集可能な直近1年間のデータに基づきご記入ください。
- (4) 各設問において該当するものの口にチェックをつけてください。  
該当するもの「全てに」と記載のある場合は該当するもの全ての口に、  
「1つに」と記載のある場合は（最も）該当するもの1つの口に、チェックをつけてください。
- (5) 数値に関する設問には数値を記入し、該当するもの等がない場合は「0(ゼロ)」をご記入ください。
- (6) 平均在院日数等、割り算により小数点以下の値がある場合、貴施設の運用に応じて記入していただくか、小数第2位を四捨五入し、小数第1位の値まで記入してください。
- (7) 設問の用語等は、調査票および記載要領に記載のない場合は、通常使用されているもの（法令上、診療報酬上等）を想定して使用しています（例：「疑義照会」薬剤師法第24条に基づくもの）。
- (8) 「専従」、「専任」、「兼務」
  - ・「専従」とは、その業務に1日平均8割以上従事していることを目安とし、
  - ・「専任」とは、その業務の担当であり、1日平均5割以上8割未満従事していることを目安とし、
  - ・「兼務」とは、その業務を行っているが、その業務に関与しているが従事しているのは1日平均5割未満であることを目安とし、貴施設の運用状況に応じて定めてください。
- (9) 医療チームの一員として薬剤師が従事する場合の「専従」、「専任」、「兼務」
  - ・1人の薬剤師だけでなく、複数の薬剤師が交代して実施する場合も含まれます。
  - ・複数の薬剤師が交代して実施している場合、そのすべてを1人の薬剤師が実施したと仮定して換算してください（例：3人の薬剤師が交代で手術業務を担当し、従事時間が1日平均6割の場合は「専任」が1人）。
- (10) 薬剤部門のみで情報収集できないデータは、医事部門等とご相談の上、ご記入ください。
- (11) 回答が困難な設問については、可能な範囲でご回答いただき、ご返送ください。
- (12) 内容等についてご質問等がありましたら、日本病院薬剤師会総務課までご連絡ください。

日本病院薬剤師会事務局総務課 電話番号: (03) 3406-0485, メールアドレス: somu@jshp.or.jp

(個別)

## I. 施設の概要・機能

### 1. 開設主体

- ・貴施設の開設者について分類1～8に従い、該当するもの1つにチェックをつけてください。

### 2. 病院種別

- ・貴施設の病床の80%以上が一般病床の場合1に、療養病床(医療型+介護型)の場合2に、精神病床の場合3に、それ以外の場合は4にチェックをつけてください。この分類に基づいて分類集計等をおこないます。

### 3. 病院機能の承認・指定

- ・(1)～(6)に記載された病院機能について、承認又は指定を受けている場合には<あり>に、受けていない場合は<なし>にチェックをつけてください。

### 4. DPC 病院分類

- ・貴施設がDPC病院である場合、その許可病床数を記入してください。
- ・DPC準備病院の場合は、<ない>にチェックをつけてください。

## 5. 入院基本料

- ・ 入院基本料が異なる一般病棟がある場合は該当するもの全てにチェックをつけてください（※主な入院基本料ではありません）。

## 6. 病院設備

- ・ 設備については、その規模や薬剤師の関与も問いません。

## 8. 医療安全対策

- ・ 医療安全対策委員会とは、平成19年3月30日医政発0330010号に基づく、医療に係る安全管理のための委員会のことを言う。

## 9. 倫理性を審査する委員会(倫理審査委員会, 臨床研究委員会等)

- ・ 貴施設に倫理審査委員会や臨床研究委員会等の名称で、「治験を除く、臨床研究および院内製剤を対象とする倫理性を審査する委員会」の有無と内容をお答えください。

## 10. 診療科

- ・ 貴施設で6月1日現在、標榜している診療科について該当するもの全てにチェックをつけてください。該当する診療科名が選択番号にない場合は、最も近い診療科にチェックをつけていただくか、□44:その他をチェックして、診療科名をご記入ください。

## II. 基礎数値

### 11. 病棟および病棟における薬剤師の活動

#### (1) 病床の稼働状況

- ・ 許可病床数：6月1日現在、貴施設で承認又は許可を受けている許可数をご記入ください。
- ・ 休床数：6月1日現在、貴施設で届出ている休床数をご記入ください。
- ・ 稼働病床数：許可病床数から休床数を引いた稼働病床数をご記入ください。

#### (2) 稼働病棟数：6月1日現在、稼働している病棟数(看護単位数)をご記入ください。

#### (3) 「すべての病棟」および「各病棟において従事する薬剤師数と従事時間」

- ・ この項目では、貴施設で稼働している「すべての病棟」と「その病棟における薬剤師の活動」についてご記入ください。

①薬剤師の病棟従事・病棟薬剤業務実施加算の算定に関わらず、貴施設にある稼働している全ての病棟を対象に、#1から順に各病棟の病床数、主な入院基本料等をご記入ください。

②6月の任意の1週間を対象に、各々の病棟について従事している薬剤師の人数をご記入ください。(いない場合は0をご記入ください)

- ・ 常勤・非常勤および従事した時間に関わらず、任意の1週間に病棟で従事した人数をご記入ください(人数は常勤換算する必要はありません)。

③病棟毎に従事している薬剤師の業務時間を「a病棟薬剤業務時間」と「b薬剤管理指導実施時間」に分けてください(区分方法については「薬剤師の病棟業務の進め方(Ver. 1.0)」を参照してください)

- ・ 「a病棟薬剤業務時間」を「a1病棟薬剤業務実施加算に該当する業務時間」と「a2病棟薬剤業務実施加算に該当しない業務時間(栄養サポートチーム等の**病院横断的なチームによる業務に要した時間を除く**)」に分けてください(区分方法については下記の「a1病棟薬剤業務実施加算に該当する業務時間」にふくまれるものを参照してください)。実施していない場合は0とご記入ください。また、a1+a2+bを合計の欄にご記入ください

「a1病棟薬剤業務実施加算に該当する業務時間」に含まれるもの  
 (診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について (平成24年3月5日 保医発0305第1号)  
 別紙様式30「病棟薬剤業務日誌」より抜粋)

- 1) 医薬品の投薬・注射状況の把握
- 2) 医薬品の医薬品安全性情報等の把握及び周知並びに医療従事者からの相談応需
- 3) 入院時の持参薬の確認及び服薬計画の提案
- 4) 2種以上の薬剤を同時に投与する場合における投与前の相互作用の確認
- 5) 患者等に対するハイリスク薬等に係る投与前の詳細な説明
- 6) 薬剤の投与にあたり、流量又は投与量の計算等の実施
- 7) その他医政局長通知(H22年4月30日医政発0430第1号)に掲げる業務

(記入例)

- ・A病院の6月の任意の1週間について、
  - ① #1: 5F病棟(一般病棟50床)で、常勤2人(週5日)・非常勤1人(週1日)の薬剤師が従事しており、病棟薬剤業務実施加算が算定できる内容の病棟薬剤業務を30時間(加算を算定)、病棟薬剤業務のうち実施加算として算定できない業務を10時間、薬剤管理指導の実施時間が25時間。
  - ② #2: 8S病棟(回復期リハ病棟40床)で、常勤1人(週3日)・非常勤2人(週2日)の薬剤師が従事しており、病棟薬剤業務実施加算が算定できる内容の病棟薬剤業務を20時間、薬剤管理指導の実施時間(算定不可)が10時間の場合。
- ・B病院の6月の任意の1週間について、
  - ③ #1: 2階病棟(一般病棟50床うち5床が休床として届出)で、常勤2人の薬剤師が従事しており、病棟薬剤業務実施加算が算定できる内容の病棟薬剤業務を16時間(加算は算定できない)、実施加算が算定できない内容の業務を4時間、薬剤管理指導の実施時間が15時間の場合。
  - ④ #2: 整形外科病棟(一般病棟50床)で、非常勤3人の薬剤師が従事しており、病棟薬剤業務実施加算が算定できる内容の病棟薬剤業務を20時間(③の2階病棟が16時間のため、病院として加算は算定できない)、薬剤管理指導の実施時間が12時間の場合。

#	病棟名メモ※	病床数	※主な入院基本料・特定入院料等 (主要な1つを記入)		病棟に従事している薬剤師数 (いない場合0と記入)	※1週間あたりの病棟業務時間 [時間/週] (実施していない場合は0と記入)			
			入院基本料等	介護		a 病棟薬剤業務時間		b 薬剤管理指導 実施時間 [時間/週]	合計(a1+a2+b) [時間/週]
						a1 実施加算に 該当する 業務時間	a2 実施加算に 該当しない 業務時間		
①1	5F	50床	A 100	<input type="checkbox"/>	3人	30時間	10時間	25時間	65時間
②2	8S	40床	A 308	<input type="checkbox"/>	3人	20時間	0時間	10時間	30時間
③1	2階	45床	A 100	<input type="checkbox"/>	2人	16時間	4時間	15時間	35時間
④2	整形	50床	A 100	<input type="checkbox"/>	3人	20時間	0時間	12時間	32時間

## 12. 薬剤師の病棟業務時間

- ・設問11では病棟毎に病棟業務時間をa(a1, a2), bに分けて集計していただきましたが、設問12では分けずに、各薬剤師が病棟業務を実施した時間を1週間分合計してください。次に(a)から(i)で分類し、該当する薬剤師数をご記入ください。また、薬剤部門全員の病棟業務時間を合計して(c)にご記入ください。
- ・次に対象とした任意の1週間について、a病棟薬剤業務時間とb薬剤管理指導実施時間のおおよその割合をご記入ください。(例) a病棟薬剤業務時間:b薬剤管理指導実施時間=3:2なら、60%と40%、2:1なら67%と33%。

## 13. 施設の在院患者数・在院日数等

- ・1日平均在院患者数: 6月1ヵ月間について1日あたりの在院患者数を算定(小数第二位を四捨五入し小数第一位まで)し、ご記入ください。

- 平均在院日数：3ヵ月間(平成24年4、5、6月)での病床種別と全病床の平均在院日数(小数第二位を四捨五入し小数第一位まで)を以下の計算式に基づき算定(もしくは医事課等から聴取してご記入ください)。

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{3ヵ月間の在院患者延数} \times 2}{\text{3ヵ月間の新入院患者数} + \text{3ヵ月間の新退院患者数}}$$

#### 14. 医師・歯科医師・看護師・総職員数

- 6月1日現在の医師、歯科医師、看護師を常勤と非常勤(在籍数)に分けて人数をご記入ください。
- 総職員数は常勤、非常勤を問わず、貴施設の総職員数をご記入ください。

#### 15. 薬剤部門の職員数および施設内の薬剤師数

- 「(A) 薬剤部門に在籍している薬剤師数」に基づいて集計しますので、必ずご記入ください。
- 非常勤の常勤換算は、以下の例のように、貴施設の1週間の通常勤務時間を基本とし、非常勤の勤務時間を常勤に換算して、小数第2位を四捨五入して記入してください。

例：1週間の通常勤務時間が40時間の施設で、週4日(各日6時間)勤務の薬剤師が3人在籍の場合

非常勤(在籍数)：3人、非常勤(常勤換算) = (4日 × 6時間) × 3人 ÷ 40時間 = 1.8人

#### 18. 薬剤師の時間外勤務

- 6月1ヵ月間の薬剤部門に所属する薬剤師全職員(非常勤職員も含む)の時間外勤務時間について、できるだけ実態に即して、記載されている(A)～(G)の分類ごとに、該当者数をご記入ください。なお、(F)及び(G)については、差し支えない範囲でご記入ください(施設の個別データを公表することはありません)。

#### 19. 処方せん枚数

- 外来処方せん(院内調剤)：院内調剤を行った外来処方せんの1ヵ月間の総枚数を記入し、うち(A)介護老人保険施設の分があれば1ヵ月の総枚数を記入してください。
- (4) 院外処方せんの総枚数を記入し、同一期間の院外処方せん発行率を記入してください。
- (6) 注射剤の処方せん枚数：注射剤の処方せん枚数の数え方については、貴施設の数え方を基に集計してください。

### Ⅲ. 薬剤師の業務

#### 22. 薬剤師の業務内容

- 薬剤師の業務内容(1)～(44)について、現在、薬剤師として関わっている場合、<いる>にチェックを付け、その程度について[1:かなり, 2:時々]のいずれか1つにチェックをつけてください。

##### 【程度の判断基準】

かなり：対象項目全業務の半部程度以上に関与している

時々：対象項目全業務の半分に満たないが関与している

- 業務内容(1)～(44)は部分的に重複するものもありますが、それぞれの項目に記載された内容について関わっているかどうかご回答ください。

(18) フォーミュラリー：採用医薬品に関する情報集(冊子体または診療・処方システム等において閲覧できるもの)

### Ⅳ. 調剤

#### 23. 薬歴等に基づく処方監査(入院処方せん)

- 入院患者の処方せん(注射剤を除く)に記載された処方内容について、患者の薬歴情報等に基づく処方監査の実施の有無とその対象についてご回答ください。

◎6月1ヵ月間の処方監査の結果、処方変更となった件数をご記入ください。

・注射剤の処方せんにつきましては設問26でご回答ください。

#### 24. 薬歴等に基づく処方監査（外来処方せん・院内調剤）

・外来患者に交付され貴施設（院内）で調剤する処方せんに記載された処方内容（注射剤を含む）について、患者の薬歴情報等に基づく処方監査の実施の有無とその対象についてご回答ください。

◎6月1ヵ月間の処方監査の結果、処方変更となった件数をご記入ください。

#### 25. 薬歴等に基づく処方監査（外来処方せん・院外処方）

・外来患者に交付された院外処方せんに記載された処方内容（注射剤を含む）について、患者の薬歴情報等に基づく処方監査の実施の有無とその対象についてご回答ください。

◎6月1ヵ月間の処方監査の結果、処方変更となった件数をご記入ください。

#### 26. 注射剤の処方せん（入院）による管理

・入院患者の注射剤の取り揃え方（麻薬等払い出し方法に指定のあるものを除く）について、該当するもの1つにチェックをつけてください。

・入院患者の注射剤の監査の実施の有無とその監査が患者の薬歴情報等に基づく処方監査の実施の有無とその対象についてご回答ください。

◎6月1ヵ月間の処方監査の結果、処方変更となった件数をご記入ください。

#### 27. 処方せんの疑義照会件数

・貴施設で調剤を行う入院患者及び外来患者の処方せん（入院処方せんおよび外来処方せん（院内調剤）。注射剤を含む）について、

◎6月1ヵ月間の疑義照会した件数を(1)内用・外用、(2)注射に分け、さらに(A)入院、(B)外来(院内)についてご記入ください。

#### 28. 内服薬の一包化調剤

入院患者を対象とした内服薬の一包化調剤（ワンドーズパッケージ）の実施状況について、該当するもの1つにチェックをつけてください。

#### 29. 保険薬局からの疑義照会等に対応する部門

貴施設で外来患者に交付した院外処方せんに関して保険薬局から疑義照会等があった場合に対応する部門について、該当するもの全てにチェックをつけてください。

#### 30. 処方せんの記載方法

(1) 貴施設の内服薬処方せんの記載方法について：1日内服量での記載（例 1日量：3錠×3分割）ではなく、1回内服量での記載（例 1日量：1錠×3回）している場合又は当該記載方法に変更しようとしている場合に、該当するもの1つにチェックをつけてください。

(2) 処方せんの一般的名称を記載することについて：貴施設の処方せん（内服等、注射剤、院内・院外を問いません）で一般的名称を記載している処方せんがあれば、〈□1：記載している〉にチェックをつけてください。

### V. 無菌製剤処理・がん化学療法

#### 31. 無菌製剤処理業務

貴施設で実施している無菌調製のうち、抗悪性腫瘍薬（設問33）、放射性医薬品（設問62）を除いたものについてご回答ください。

#### 33. がん関連

(1) がんに関する診療を行っていれば、その規模を問わずいるにチェックをつけてください。

(7) 抗悪性腫瘍剤のレジメンに基づく処方監査

抗悪性腫瘍剤レジメンの登録体制及び登録レジメンに基づく処方監査の実施の有無について該当する項目

にチェックをつけてください。

◎6月1ヵ月間の登録レジメンに基づく処方監査の結果、処方変更となった件数をご記入ください。

## VI. 治療薬物モニタリング(TDM)

### 35. TDMの測定と処方変更の提案

(7) TDMによる処方変更の提案の有無、

◎6月1ヵ月間にTDMにより(A)処方変更を提案した件数をご記入ください。

◎6月1ヵ月間で、(b)処方変更提案した結果、□1:他の医薬品になったものの件数、□2:用法用量が変更になったものの件数、□3:投与中止になったものの件数をご記入ください。

## VII. 薬剤管理指導

### 37. 薬剤管理指導の算定件数等

(5)現在、診療報酬上、ハイリスク薬として取り扱われている医薬品以外にも、安全管理上の必要性から貴施設においてハイリスク薬と同一レベルのものと位置づけで薬剤管理指導を行っている薬剤がありましたら、<ある>にチェックを付け、その薬剤について記入してください。

### 38. 薬剤管理指導料が包括評価されている病床の患者に対する薬剤管理指導

◎薬剤管理指導料が特定入院料等に包括されているために算定できない施設又は病棟において、薬剤管理指導を実施している場合、6月1ヵ月間の指導件数と患者人数を記入してください。

## VIII. 病棟における薬剤師

### 41. 病棟薬剤業務実施加算

- ・薬剤師の病棟における業務に対する評価として、平成24年度診療報酬改定において入院基本料の加算として「病棟薬剤業務実施加算(100点 週1回)」が新設されました。施設基準として、病棟薬剤業務を行う専任の薬剤師が当該保健医療機関の全ての病棟(A106入院基本料又は特殊疾患病棟入院基本料などの特定入院料を算定する病棟を除く)に配置されていること。病棟専任の薬剤師による病棟薬剤業務の直近1ヵ月の実施時間が合算して1週間につき20時間相当に満たない病棟(A106入院基本料又は特殊疾患病棟入院基本料などの特定入院料を算定する病棟を除く)があってはならない等がある。
- ・病棟専任薬剤師が病棟で行う業務は、原則として、薬剤の投与前(病棟薬剤業務)と後(薬剤管理指導業務)に区分されます。詳しくは「薬剤師の病棟業務の進め方(Ver. 1.0)」をご参照ください。

## IX. 手術室、ICU等における薬剤師

### 42. 手術室(手術関連業務)における薬剤師

- ・薬剤師の関与の割合は、1人で達成するだけでなく、複数の薬剤師で達成する場合も含まれます。
- ・薬剤師が関与している場合はその内容について、関与していない場合はその理由について該当する項目にチェックをつけてください。

### 43. ICU、HCUまたはNICU(ICU等)における薬剤師

- ・薬剤師の関与の割合は、1人で達成するだけでなく、複数の薬剤師で達成する場合も含まれます。
- ・薬剤師が関与している場合はその内容について、関与していない場合はその理由について該当する項目にチェックをつけてください。

## X. 薬剤師が行っている処方の見直し・地域連携・患者支援

### 44. 処方内容の見直し

- ・内服定期処方：定期処方のうち内服薬を含むもの。
- ・内服定期処方の見直しの平均頻度：内服定期薬の見直しが適切におこなわれているか、同一処方が漫然と継続されていないかを評価するものです。見直しをした結果、現在の処方が適切であり、継続処方とする場合もありますが、処方せんはその都度必要なものとします。

◎6月1ヵ月の内服定期処方について、一般病床、療養病床、精神科病床に分けて、処方変更を提案した件数と変更になったものの件数をご記入ください。

## X I. 薬剤師の（病院横断的な）チーム医療への関わり

### 48. チーム医療への関与

- ・施設における該当するチームの有無、関与している薬剤師の有無、関与している場合、関与している薬剤師数を記入してください。専従・専任については複数の薬剤師が交代する場合も含まれます。

## X II. 医薬品情報管理・医薬品等管理・治験

### 53. 医薬品情報管理室

薬剤師が、有効性、安全性等薬学的情報の管理及び医師等に対する情報提供を行うための施設。DI室。

### 54. 医薬品情報の収集・提供

(3) 医薬品情報の提供先:厚生労働省等より送られてくる安全性情報の管理・伝達部門をご記入ください。

### 57. 後発医薬品の採用状況

- ・後発品の採用割合は、品目ベース。品目数の数え方は、同一成分、同一剤形で、規格の異なるものについて、例えば、5mgと10mg錠の2規格がある場合は2品目に数えてください。

### 58. 医薬品安全管理責任者

- ・医薬品安全管理責任者:病院等管理者の指示のもと、医薬品の安全使用のための業務を行う責任者のこと。

### 60. 特定生物由来製品記録

- ・特定生物由来製品:血液凝固因子、人血清アルブミン、人免疫グロブリン、人胎盤抽出物など。なお、輸血用血液製剤については設問61で回答してください。

### 62. 放射性医薬品

放射性医薬品:薬価基準収載の薬効分類番号430に該当する放射性医薬品のこと。MRIへの関与ではありません。PET用放射性医薬品については設問63でご回答ください。

## X V. 教育・研修

### 68. 学生実習の受入れ

(1) (3) 第4期がある場合、その他の第4期に記入してください。

### 69. 専門薬剤師等

貴施設に所属するすべての薬剤師(薬剤部門以外の薬剤師を含みます)が平成24年6月時点で取得している資格等について記入してください。なお、1名が複数の資格等を取得している場合は、すべてを記入してください。また、それぞれの資格を取得している場合に支払われる手当等(定額、調整係数等算定方法は問いません)についてご記入ください。

## 「精神科病院および精神科領域調査」

- ・貴施設に精神科がある場合、ご回答ください。

### 1. 特定入院料算定病棟における薬剤管理指導業務実施状況

◎特定入院料算定病棟で、6月1ヵ月間に薬剤管理指導業務を実施していた患者数と実施件数をご記入ください。

### 2. 精神科領域における薬剤師の関与について

#### (5) 薬原性錐体外路症状評価尺度 (DIEPSS) の実施

◎DIEPSSを実施している場合、その場所(外来、入院)と6月1ヵ月間の実施患者数をご記入ください。

#### (6) 訪問薬剤管理指導業務

◎訪問薬剤管理指導業務を実施している場合、6月1ヵ月間の実施患者数をご記入ください。



(参考)

## 薬剤師の病棟業務の進め方

(Ver. 1.0)

一般社団法人 日本病院薬剤師会

平成24年4月16日

## 1. はじめに

長寿社会の到来、疾病構造の変化や意識の変化に伴い、国民の医療ニーズは高度化、多様化している。また、科学技術の進歩により、医療技術も高度化し専門化している。薬剤師の職能も大きく拡大し、薬剤師の活動する場も、病棟等広範囲にわたるようになり、患者の薬物治療における有効性の担保と安全性の確保、特に副作用及び薬害防止における薬剤師の責任は益々重大になっている。

一方、近年、医療崩壊の危機が社会的な問題になり、個々の患者に最適で安心かつ安全な医療を行うためには、チーム医療の一員として薬剤師がこれまで以上に積極的に患者の薬物治療に関わることが求められている。

このような状況の下で、厚生労働省医政局長通知（平成22年4月30日、医政発0430第1号）において、多種多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提とし、目的と情報を共有し、業務を分担するとともに互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」を推進すること、さらに、医療の質の向上及び医療安全の確保の観点から、チーム医療において薬剤の専門家である薬剤師が主体的に薬物療法に参加することが非常に有益であることが指摘されている。

チーム医療を推進するためには、薬剤師を病棟に専任配置することが重要であるので、日本病院薬剤師会（以下、本会）は薬剤師の病棟業務の評価を要望してきた。しかし、平成22年度診療報酬改定では見送りとなり、中央社会保険医療協議会（中医協）の答申書に「薬剤師の病棟配置の評価を含め、チーム医療に関する評価について検討を行うこと」という附帯意見がつけられた。この附帯意見に基づく議論が中医協で行われ、平成24年度診療報酬改定において、薬剤師が病棟において、薬物療法の有効性、安全性の向上に資する業務（以下、病棟薬剤業務）が評価され、入院基本料の加算として病棟薬剤業務実施加算が新設された。

この度、本会では、病棟薬剤業務実施加算と薬剤管理指導料に係る各業務を区分して、薬剤師の病棟業務を円滑に遂行できるよう本書を作成した。

## 2. 薬剤師の病棟業務の目的

薬剤師の病棟における業務を通して、下記のアウトカムを得ることを目的とする。

- (1) 入院患者に対する最適な薬物療法の実施による有効性・安全性の向上
- (2) 疾病の治癒・改善、精神的安定を含めた患者のQOLの向上
- (3) 医薬品の適正使用の推進による治療効果の向上と副作用の防止による患者利益への貢献
- (4) 病棟における薬剤（注射剤、内服剤等）に関するインシデント・アクシデントの減少
- (5) 薬剤師の専門性を活かしたチーム医療の推進

### 3. 病棟専任薬剤師とは

病棟に専任配置された薬剤師として、病棟における薬物療法全般に責任を持つ薬剤師のことを言う。

平成24年度診療報酬改定で新設された病棟薬剤業務実施加算を算定するためには、原則として、全病棟において、薬剤管理指導業務に要する時間以外に各病棟に1週間に20時間相当以上の病棟薬剤業務を行う必要がある。

また、可能な限り、休日等も対応ができる体制が求められる。

### 4. 病棟専任薬剤師の業務

病棟専任薬剤師が病棟で行う業務は、原則として、薬剤の投与前（病棟薬剤業務）と後（薬剤管理指導業務）で区分される。医療機関や病棟によって、その専門性と業務内容が異なるので、下記を参考に、病棟専任薬剤師は医療機関や病棟の機能に適した質の高い病棟業務を実施する。

平成24年度診療報酬改定で新設された病棟薬剤業務実施加算の算定にあたっては、医薬品情報の収集、抗がん薬等の無菌調製など、病棟薬剤業務の内容によっては、病棟以外でも実施することができる。また、同一の病棟において、複数の薬剤師が業務を分担することもできる。

#### (1) 薬剤管理指導業務（主に投薬以後における患者に対する業務）

- ① 薬歴の確認
- ② 処方内容の確認
  - ・投薬以後の薬学的管理（薬剤の投与量、投与方法、相互作用、重複投与、配合変化、配合禁忌等の確認）を行い、投薬の妥当性を再確認する。
  - ・診療録等との照合、重複処方・処方もれ等の発見、薬歴チェックを行う。
- ③ ハイリスク薬・麻薬等への対応
  - ・ハイリスク薬及び麻薬等の処方については、監査を厳格に行い、その妥当性を確認する。
  - ・ハイリスク薬及び麻薬等が投与される患者に対し薬学的管理を行い、患者からの相談に対応する。
  - ・ハイリスク薬の薬剤管理指導業務については、本会の「ハイリスク薬の薬剤管理指導に関する業務ガイドライン（Ver.2）」を参照する。
- ④ 患者等への説明と指導等
  - ・患者への投薬（注射剤、内服剤等）について、患者等が十分に理解できるよう説明・指導を行う。
  - ・患者等との面談により、良好な信頼関係を構築する。
- ⑤ 退院時指導
  - ・退院後も適切な薬物療法が継続できるよう、患者の相談に応じる。
- ⑥ 薬剤管理指導記録簿の作成

## (2) 病棟薬剤業務（主に投薬前における患者に対する業務、医薬品の情報及び管理に関する業務、医療スタッフとのコミュニケーション）

### ① 患者背景及び持参薬の確認とその評価に基づく処方設計と提案

- ・入院した患者等の面談を行い、持参薬、一般薬も含めた服薬状況、アレルギー歴及び健康食品等の日々の摂取量や相互作用の可能性や、抗血小板薬や抗凝固薬等、入院治療において特に注意が必要な薬剤を確認する。
- ・入院した患者等の面談により得られた情報を、入院中の処置等で使用する薬剤も含めて、医師等へ提供するとともに、処方設計と提案を行い、その書面の写しを診療録に添付する。
- ・当該医療機関で未採用の薬剤について、代替品・後発医薬品等の提案等を行う。

### ② 患者状況の把握と処方提案

- ・副作用モニタリング、TDM（治療薬物モニタリング）等によって得られた情報を、医師等へフィードバックし、必要に応じて、処方変更等の提案を行う。
- ・副作用発現、効果の確認等のために、必要に応じて、病棟ラウンドとバイタルサイン・フィジカルアセスメント等を実施する。それに基づいた情報を、医師等へフィードバックし、処方変更の提案等により、薬剤による副作用の軽減と防止に貢献する。
- ・投薬されている薬剤のアドヒアランス及び服薬の阻害要因を評価・確認する。
- ・患者に複数の薬剤が同時に投与される場合には、投与前に、注射剤と内用剤との間の相互作用の有無等の確認を行う。
- ・治療方針に係る説明を行う際に、ハイリスク薬の説明を投与前に行う必要がある場合には、投与前に患者等に詳細に説明する。
- ・抗がん薬を投与している患者については、病棟においてもレジメンチェックと副作用軽減のための処方提案を行う。
- ・薬物療法プロトコルを設計提案し、医師等と協働して作成し、それに基づく実施と管理を行う。
- ・薬剤の投与に際して、個々の患者に合った流量、投与量等を計算して、医師等に提案する。
- ・薬剤特性を踏まえた TDM（治療薬物モニタリング）や検査のオーダーの依頼、または、医師との合意（包括合意も含む）のもとにオーダーを行う。
- ・薬剤師が処方提案や継続処方のオーダー入力支援を実施した場合には、その内容を診療録等に記録する。

③ 医薬品の情報収集と医師への情報提供等

- ・ 医薬品情報の収集と提供、資料作成、処方設計等を行う。とりわけ、PMDA メディナビ(<http://www.info.pmda.go.jp/>)に登録して、最新の情報を収集する。
- ・ 医薬品情報管理室の薬剤師と連携をとり、当該病棟での問題点等の情報を共有するとともに、各病棟で業務を実施するにあたり必要な情報を収集する。
- ・ 当該病棟で使用される医薬品の安全性情報及び新薬、後発医薬品等に対する情報を医師等へ速やかに伝達する。

④ 薬剤に関する相談体制の整備

- ・ 医療安全の確保に万全を期す観点から、各医療スタッフからの相談に応じる。

⑤ 副作用等による健康被害が発生した時の対応

- ・ 医薬品を適正に使用したにもかかわらず、重篤な副作用や感染症等が発生した場合に、患者の相談に応じるとともに、PMDA（医薬品医療機器総合機構）の健康被害救済制度（「医薬品副作用被害救済制度」と「生物由来製剤感染被害救済制度」）について説明して、救済申請の支援を行う。

*(<http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai.html> を参照)*

- ・ 医薬品等の使用によって発生した健康被害の情報を、行政機関等に報告する。

⑥ 多職種との連携

- ・ 必要に応じて、病棟カンファレンスの参加や回診同行等により、患者情報を収集するとともに薬物療法について提案する。
- ・ 個々の患者に対して途切れのない薬物療法を実施するために、必要に応じて、退院先の医療機関・介護保険施設等との連携を図る。

⑦ 結核病棟における DOTS（直接監視下短期化学療法）の取り組み

- ・ 結核患者に化学療法を行う際には、患者自身が規則的な服薬の重要性を理解し、確実に服薬できるように習慣づけるための支援を行う。

⑧ 抗がん薬等の適切な無菌調製

⑨ 当該医療機関及び当該病棟における医薬品の投与・注射状況の把握

⑩ 当該病棟における医薬品の適正な保管・管理

⑪ 当該病棟に係る業務日誌の作成等

- ・ 各病棟における業務内容と要した時間を記録した業務日誌を作成し、5年間保存するとともに、当該日誌を用いた勤務管理を行う。
- ・ 患者の薬物療法に直接的に関わる業務については、可能な限り、その実施内容を診療録にも記録する。

## 5. おわりに

平成24年度診療報酬改定における病棟薬剤業務実施加算の新設に伴って、「薬剤管理指導業務」と「病棟薬剤業務」の区別について解説した。今後、チーム医療が進展していく中で、薬剤師の病棟業務は益々重要になり、病棟専任薬剤師が果たすべき役割は極めて大きい。

本会は、医療をめぐる諸制度の変化を踏まえ、医療技術の進歩に対応した業務の遂行と業務内容の向上を図るため、引き続き、研修、調査、研究等を推進する。特に、6年制薬学教育を受けた薬剤師には、大学で受けた臨床薬学教育の知識と技量を、臨床の現場で深化させることが急務である。

全国の薬剤師には、療養病棟及び精神病棟も含めて、質の高い病棟業務をさらに発展させ、チーム医療に貢献するために一層の努力を期待する。